

固定資産税 / こんなときには届け出をお願いします

固定資産税は、毎年1月1日現在の土地・家屋・償却資産の所有者に課税される税金です。

次の場合は、必ず届け出をしてください。

①家屋を新築・増築したとき

家屋を新築・増築し12月31日までに完成した場合は、翌年度から固定資産税の対象となります。

※家屋とは住宅・店舗・倉庫・車庫などで、屋根と三方を囲う壁があり土地に定着した建造物をいいます。

②家屋を取り壊したとき

12月31日までに取り壊した家屋は、翌年度から固定資産税の対象外となります。

③土地の利用状況を変更したとき

田から畑へ、山林から雑種地へなど、現況地目を変更した場合や住宅用地の利用状況に変更があった場合。

④納税義務者に変更があったとき

- ・所有者が亡くなり相続登記が済んでいない場合。
- ・未登記家屋の所有者が変更になった場合。
- ・納税管理人を設定または変更する場合。

問合せ

税務課課税担当

☎62-1461

ポリオの予防には、ポリオワクチンの接種が必要です

生ポリオワクチンは、ごくまれに接種後、手足などに麻痺を起こす場合があることが知られています。「生ワクチン」はウイルスの病原性を弱めてつくったワクチン、「不活化ワクチン」はウイルスを不活化（＝殺して）つくったワクチンです。麻痺を起した事例は、最近では生ワクチンを接種した人で、10年間で15例（100万人の接種当たり約1.4人に相当）、周囲の人では5年間で1例（いわゆる「2次感染」）が認定されています。

不活化ポリオワクチンは、今年末頃から順次、国内導入のための申請（薬事承認申請）が行われる予定です。国内の導入は、早くても、平成24年度の終わり頃です。

●不活化ポリオワクチンの導入まで、ポリオワクチンの接種を待つことは、おすすめできません。

ポリオの流行のない社会を保つためには、ワクチンの接種が必要です。不活化ポリオワクチンを導入するまで、ポリオワクチンを接種せずに様子を見る人が増えると、免疫をもたない人が増え、国内でポリオの流行が起る危険性があります。例えば、平成23年の秋に生後6か月の乳児が、平成24年度末までワクチンの接種を受けずにいると、2歳になるまでずっと、ポリオに対して免疫のない状態になります。

●ポリオワクチンを接種することが、ポリオを予防する唯一の方法です。

日本では、平成12年にポリオの根絶を報告しましたが、世界には今でも流行している地域があり、渡航者などを介して感染が広がる可能性があります。パキスタン、アフガニスタンなどの南西アジア、ナイジェリアなどのアフリカ諸国では、今でも流行がみられます。またいったんポリオが根絶された中国やタジキスタンなどでも、最近流行が起こったことが報告されています。

ポリオ根絶に向けて、世界中でワクチンの接種が行われています。きちんとワクチンを接種し、ほとんどの人が免疫をもてば、海外でポリオが流行しても、国内での流行を防ぐことができます。

●生ポリオワクチンの接種を受けた後は、手洗いなどに気をつけましょう。

生ポリオワクチンを接種してから1か月程度は、ウイルスが便の中に出ています。特に初回接種の後1～2週間目に、便中のウイルス量が最大になるという報告もあります。この期間、おむつ交換の後などには十分に手を洗うなどして、便中のウイルスが他の人の口に入らないように気をつけ、感染の危険性を少しでも小さくしましょう。

また、生ポリオワクチンの2次感染を防ぐには、地域内のすべての乳幼児が一斉に接種を受けるのが、最も安全性の高い方法です。皆野町では、毎年2回（4月・10月）ポリオの集団接種を行っていますので、この時期に接種を受けることをおすすめします。

●ポリオワクチンに関する情報（厚生労働省ホームページ）

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/polio/index.html>

問合せ

健康福祉課健康づくり担当

☎62-1233